

平成30年度第 4 回  
東京都私立学校審議会（第777回）

平成30年 7 月 17 日（火）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室 A

午後 3 時20分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成30年度第 4 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのために審議は非公開となります。

これより、本日の議案の審議に入らせていただきますので、傍聴者はご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付しております14件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項及び第31条第 2 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成30年 7 月17日付、東京都知事名。

記、1、東京歯科衛生専門学校の設置者変更認可について、北区、ほか13件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれご説明させていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 3 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件14件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 2 号から議案第13号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを

ご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

第1号議案、東京山手調理師専門学校の設置認可でございます。本案件につきましては部会調査をお願いしていたものですが、第一部会の千葉委員からの報告の前に、事務局から経過を説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号につきまして、先月諮問させていただいた後の経過についてご説明いたします。

本案件は、学校法人村川学園から申請がありました東京山手調理師専門学校の設置認可でございます。

設置者は、諮問に先立って行った世田谷区と都による現地調査の後に、敷地内に違法駐車への対策として、所轄庁である世田谷区に事前の相談なく、駐車場の一部について駐車場運営会社と駐車場一時使用賃貸借契約を締結しました。

これにより、現在は校地の一部に時間貸し駐車場が設置されている状態であり、校地の状況が申請内容と相違しておりますが、所轄庁である世田谷区において今後駐車場運営会社との契約を解約し、原状回復する旨の設置者の意向を確認していることを踏まえ、部会調査を開催することといたしました。

諮問後の経過については、以上でございます。

○近藤会長 それでは、千葉委員から調査結果及び部会での審議について説明願います。

○千葉委員 ただいま事務局から説明があったとおり、本年7月5日に三宅主査及び東京都私学部及び世田谷区の担当職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。

問題の駐車場部分については、部会調査の時点で駐車場一時使用賃貸借契約が解約されておらず、駐車場運営会社が設置した時間貸し駐車場のための設備も撤去されていない状況であり、申請内容と現状が相違しておりました。

設置者に契約締結の経緯、所轄庁への事前の相談がなかったことについて説明を求めたところ、敷地内に違法駐車する車への対応策として、駐車場の管理を委託するため、契約に至ったもので、収益事業に該当するおそれがあることや、校地に影響するという認識はなかったとのことでした。

設置者に対しては、校地の一部について所轄庁に無断で駐車場一時使用賃貸借契約を結んだことについて、学校法人として認識が不足していることを厳しく指摘してまいりました。

なお、駐車場の問題を除いて、校舎、施設、設備などについては専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

以上について、第一部会で報告をいたしましたところ、第一部会としては認可不相当との答申を出すべきとの意見に達しました。部会調査報告及び第一部会の審議については、以上です。

○近藤会長   ありがとうございました。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、その認可を不相当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第2号は東京農業大学稲花小学校の設置認可でございます。本案件につきましては部会調査をお願いしておりましたので、第三部会の佐藤委員から調査結果につきまして説明願います。

○佐藤委員   それでは、議案第2号につきましてご説明いたします。

本案件は、東京農業大学稲花小学校の設置認可についてでございます。平成30年6月26日に小泉委員、東京都私学部の担当職員と私とで第三部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人東京農業大学から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などにつきましては、初等学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、隣接する中高大と合わせて学園全体を一つの形としてこれからの全人的な人間を育てていく目的のため、学園を全学的な大きな組織と捉えて充実を図っていただきたい。また、小中高大の一貫した教育とするため、児童、生徒、学生相互の安全面に十分な配慮をお願いしたいこと。

2つ目は、児童の受け入れについて、学年進行による平成36年度完成の計画に沿って確実に進めること。

3つ目は、駅からの通学路の歩道が狭く、とりあえずは1年生ですけれども、小学生の飛び出しによる事故や通学路周辺での思わぬ事故のおそれもあることから、通学路の安全対策に全学的に努めていただきたい。

また、車による保護者の送り迎えについてのルールを徹底させ、近隣住民とのトラブルにならないよう、開設当初の段階で保護者にしっかりと理解させるよう対応すること。

4つ目は、授業時間数の増加においては、児童の体力を含めた健康上の問題を十分に考慮し、今後児童の実情にあわせて時間数の変更も含めて検討していただきたいこと。

また、学校の活動時間の増加に伴う教職員の労働時間についても配慮を行っていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。以上です。

○私学行政課長 引き続きまして、事務局より説明を申し上げます。

本案件は、学校法人東京農業大学から申請がありました東京農業大学稲花小学校の設置認可でございます。本案件は平成28年11月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび校舎の完成により小学校の設置認可のご審議をお願いするものです。

それでは、議案第2号の要項に基づき、説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、児童の心身の発達に応じて初等普通教育を施すことを目的とする」です。

学校の名称は、東京農業大学稲花小学校です。

学校の位置は、要項3に記載のとおりです。

開設の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は学校法人東京農業大学で、理事長は大澤貫寿氏、校長は夏秋啓子氏です。

収容定員は432名で、1学年2学級72名です。

校地、校舎等につきましては要項9、10に記載のとおり、設置基準を充足しております。

教職員組織、校具及び教具等、予算概要につきましては要項11～要項13に記載のとおりです。

付近の状況につきましては、要項14に記載のとおり、世田谷区の中央に位置し、豊かな緑に囲まれた絶好の教育環境にあり、周辺には閑静な住宅街のほかに多くの公園が点在しております。

備考欄には、学校法人の設置する学校の設置認可日を記載しておりますので、参考にあらんください。

以上で、議案第2号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第3号は、ドルトン東京学園中等部の設置認可でございます。本案件につきましては部会調査をお願いしておりましたので、第三部会の木内委員から調査結果につきまして説明願います。

○木内委員 議案第3号につきましてご説明いたします。

本案件は、ドルトン東京学園中等部の設置認可についてでございます。平成30年7月2日に實吉委員、東京都私学部の担当職員と私で第三部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人東京学園高等学校から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、中等学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の2点を伝えてまいりました。

1つ目は、学園が目指すドルトン教育理念の実現を着実に進めるとともに、その理念を生徒、保護者に十分に説明し、募集活動をしっかり行っていただきたいこと。また、生徒の定員管理にも十分配慮していただきたいこと。

2つ目は、学校運営については学習指導要領を遵守し、事業計画の管理を行っていただきたいこと。申請内容については認可基準を満たしていることから、設置認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明をしていただきます。

○私学行政課長 事務局からご説明申し上げます。

本案件は、学校法人東京学園高等学校から申請がありましたドルトン東京学園中等部の設

置認可でございます。本案件は平成29年1月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび校舎の完成により中等部の設置認可のご審議をお願いするものです。

それでは、議案第3号の要項に基づき、ご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は教育基本法及び学校教育法に基づく併設型中高一貫校として、小学校における教育の基礎の上に、中等普通教育を施すことを目的とする」です。

学校の名称は、ドルトン東京学園中等部です。

学校の位置は、要項3に記載のとおりです。

開設の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は学校法人東京学園高等学校で、理事長は河合弘登氏、校長も同じく河合弘登氏です。

収容定員は360名で、1学年4学級120名です。

校地、校舎等につきましては要項9、10に記載のとおり、設置基準を充足しております。

教職員組織、校具及び教具等、予算概要につきましては要項11～要項13に記載のとおりです。

付近の状況につきましては、要項14に記載のとおり、この地域は緑が多く、調布の森として指定された文教地域であり、周辺は閑静な住宅街として教育環境にも適しております。

備考欄には、学校法人の設置する学校の設置認可日を記載しておりますので、参考にしてください。

以上で、議案第3号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。議案第4号は、専修学校の設置者変更認可でございます。事務局より、説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、東京歯科衛生専門学校の設置者変更認可についてご説明いたします。

東京歯科衛生専門学校は、専修学校として昭和58年3月3日に設置認可を受けた学校ですが、このたび学校のさらなる教育内容の充実及び法人事業の見直しを図るため、設置者変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、歯科衛生士養成に必要な専門教育を行い、奉仕と勤労と創造の精神をもって地域社会に貢献する有為の人材を育成することを目的とする」です。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）の名称及び位置は、要項3から4に記載のとおりです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。変更の理由は、学校のさらなる教育内容の充実及び法人事業の見直しのためです。

設置者は要項6に記載のとおり、学校法人桜丘から学校法人神奈川歯科大学に変更します。

理事長は鹿島勇氏、校長は佐々木ひろみ氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項8に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、予算概要につきましては、それぞれ要項10から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第5号は、各種学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。事務局より、説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号、東京ギャラクシー日本語学校の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

東京ギャラクシー日本語学校は、各種学校として平成19年11月30日に設置認可を受けた学校ですが、このたび収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、平成31年1月1日を予定しております。変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人ギャラクシー学園で、理事長は永井早希子氏、校長は同じく永井早希子氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、午前の進学学科の2年コースの入学定員を29名から49名へ、1年9カ月コースを29名から38名へ、1年6カ月コースを29名から37名へ、1年3カ月コースを18名から26名へ増員します。

また、午後の進学学科の2年コースの入学定員を28名から48名へ、1年9カ月コースを28名から37名へ、1年6カ月コースを28名から36名へ、1年3カ月コースを18名から26名へ増員します。これにより、総定員は600名から780名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にごらんください。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第6号は、専修学校の廃止認可でございます。事務局より、説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第6号、文化学院の廃止認可についてご説明いたします。

文化学院は昭和51年6月19日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。廃止理由は、生徒数の減少により学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は学校法人了徳寺学園で、理事長は了徳寺健二氏、校長は佐竹俊夫氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、平成29年度末をもって全員卒業または退学しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、平成29年度末をもって同法人内で配置

転換または退職しております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議案担当者 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園関係の案件でございます。議案第7号は、幼稚園の廃止認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第7号、双百合幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。廃止の理由でございますが、後継者不在により運営が困難となったため、廃止するものでございます。

設置者は宗教法人カトリック・スピノラ修道女会、園長は林ゆり氏でございます。

園児の処置でございますが、平成29年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、平成29年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引き継ぎ方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9～11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議案担当者 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第7号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。議案第8号から議案第12号は中学校及び高等学校の学則変更認可でございます。事務局より、一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第8号についてご説明いたします。これは、学校法人安田学園教育会が設置しております安田学園中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1～3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育を拡充し、教育効果の向上を図ること及び中学校への入学希望の増加に対応するため、中学校の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。変更前の収容定員456名、1学年4学級152名であるものを、変更後は84名増員し、収容定員540名、1学年6学級180名にいたします。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、平成33年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載しております。

要項8の職員数に記載誤りがあり、正しくは22名です。いずれも、認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。

続いて、議案第9号についてご説明いたします。これは、安田学園教育会が設置しております安田学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1～3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育の拡充を図るため、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。普通科については、変更前の収容定員1,584名、1学年14学級528名であるものを、変更後は84名減員し、収容定員1,500名、1学年13学級500名にいたします。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、平成33年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載しております。

要項8の職員数に記載誤りがあり、正しくは23名です。いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第9号についての説明を終わります。

○議案担当者 続きまして、議案第10号についてご説明いたします。これは、学校法人井之頭学園が設置しております藤村女子中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1～3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、少人数教育の実践による教育効果の向上を図るため、中学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。変更前の収容定員270名、1学年3学級90名であるものを、変更後は90名減員し、収容定員180名、1学年3学級60名にいたします。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、平成33年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第10号についての説明を終わります。

続きまして、議案第11号についてご説明いたします。これは、学校法人井之頭学園が設置しております藤村女子高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1～3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、高等学校への入学希望の増加に対応するため、高等学校の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。普通科については、変更前の収容定員630名、1学年7学級210名であるものを、変更後は90名増員し、収容定員720名、1学年

8 学級240名にいたします。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、平成33年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項 7 及び 8 に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第11号についての説明を終わります。

○議案担当者 続きまして、議案第12号についてご説明いたします。これは、学校法人東京学園高等学校が設置しております東京学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項 1 ～ 3 までの記載のとおりです。

変更の理由ですが、ドルトン東京学園中部部の設置に伴い、高等部の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、平成31年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項 6 をごらんください。変更前の収容定員840名、1 学年 7 学級280名であるものを、変更後は360名減員し、収容定員480名、1 学年 5 学級160名にいたします。

校舎、教職員組織につきましては、要項 7 及び 8 に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第12号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第 8 号から議案第12号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第13号は高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第13号についてご説明いたします。これは、学校法人東海大学が設置しております東海大学付属望星高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をごらんください。

1点目として、平日教育コースの終了等に伴い、学則定員を3,000名から2,000名に変更いたします。

2点目として、学校規模に適した教職員組織とするため、教職員人数及び役職配置を改めます。

3点目として、ICT教育及び英語教育のさらなる充実を図るため、学費を変更いたします。

4点目として、協力校を1校名称変更し、1校を追加いたします。

5点目として、面接指導実施校を1校追加し、2校を削除いたします。

6点目として、技能教育施設を1校削除いたします。

7点目として、平日教育コースの終了に伴い、教育課程表を変更いたします。

8点目として、文言の修正及び附則の追加を行います。

変更の時期は、要項7にあるように、平成31年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙、学則比較対照表をごらんください。学則第11条及び第13条の文言を修正します。学則第14条の生徒定員につきまして、平日教育コースの終了等に伴い、3,000名から2,000名へと変更します。

また、学則第15条の教職員の記載を、学校規模に適した運用実態に合わせるため、教職員人数及び役職配置を改めます。

第8章から第10章までについてですが、文言を修正します。

第26条の学費につきまして、さらなる教育の充実を図るため、授業料を変更します。

第32条につきましては、文言を修正します。

第33条の協力校につきまして、東海大学付属仰星高等学校の名称を変更いたします。また、新たに東海大学菅生高等学校を追加いたします。

第34条の面接指導等実施施設につきまして、東海大学短期大学部及び東海大学福岡短期大学を削除し、東海大学代々木校舎を追加いたします。

第35条の技能教育施設につきまして、コロムビア・ファッション・カレッジを削除いたします。

また、別表教育課程表につきまして、平日教育コースの終了に伴う変更を行います。

要項に戻りまして、要項9及び要項10に、校舎及び教職員組織について記載しております。いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日及び本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日が記載してありますので、ご参照ください。

以上で、議案第13号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第13号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。議案第14号及び議案第15号は、専修学校の設置認可、議案第16号及び議案第17号は学校法人の寄付行為認可及び専修学校の設置者変更認可でございます。議案第14号から議案第17号は第一部会の所管でございますので、第一部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、事務局より報告がございます。

○私学行政課長 本審議会委員の異動につきまして、ご報告いたします。

7月31日をもちまして任期満了となる委員がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

加茂川委員、町山委員、遠藤委員、佐藤委員、吉田委員、實吉委員、長塚委員、清水委員、山中委員、小林委員、以上10名の方々でございます。長きにわたりまして、本審議会の審議にご尽力を賜り、本当にありがとうございました。

次期委員の選任につきましては、現在各団体から候補者の推薦をいただきまして、事務局にて選任手続を進めておりますが、現時点で佐藤委員、實吉委員、小林委員の3名がご退任、それ以外の方々は再任の予定となっております。

それでは、ここで今回ご退任される委員より一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。佐藤委員、實吉委員、小林委員の順でお願いしてもよろしいでしょうか。

○佐藤委員 いろいろとお世話になりました。私は、私立の初等教育の協会の推薦というこ

とでこの委員を務めさせていただきました。今、小学校の校長は既にやめて、幼稚園の園長だけになっておりまして、6月までその任についていたんですけれども、今回その任からもおることになりましたので、この役も終わらせていただきます。

本当にいろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

○實吉委員 實吉でございます。前任の会長、酒井先生の時代から審議会に委員として参画させていただきました。また、近藤会長になりましてからは全国の審議会の副会長も仰せつかってまいりましたけれども、7月31日をもって任期満了ということでございますので、年を考慮して退任するという事にいたしました。

以後、先生方のご活躍に期待したいと思いますし、審議会が何かと私学のことで問題を起こしているという見方をする方もいますので、ぜひ先生方のご努力によって、東京の審議会が大阪の審議会にならないようによろしくお願いしたいと思っています。

長い間、お世話になりましてありがとうございました。

○小林委員 私、小林と申しますが、この東京都の審議会の委員は平成14年の8月より務めさせていただいております。したがって、16年の長きにわたり、皆さん方にお世話になりました心から感謝を申し上げます。

また、私の後は今、女性の時代ということでございまして、女性の委員をぜひお願いしたいと思っているところでございます。

そしてまた、今も先生方がおっしゃいましたが、これからの私学の役割というのはある意味ではますます重要になっていくと思うわけであります。お残りになられる委員の先生方は健康に気をつけて、また私学の振興にそれぞれご尽力いただくことをお願いし、そしてこれまでいろいろご指導、あるいはご協力いただいたことに心から感謝を申し上げて退任の挨拶ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○私学行政課長 長期間にわたりまして、審議会活動にご尽力を賜り、まことにありがとうございました。この場を借りて、改めて御礼申し上げます。

次回、9月の審議会におきまして、新たに選任されました委員をお迎えすることになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤会長 最後に、審議会日程についてでございます。8月の審議会は例年どおりの休会、次回は9月を予定しております。日程及び会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。ご  
退任になられる委員の先生方、本当にありがとうございました。

午後 3 時59分閉会